

駐車の用に供する部分の規模等（概要）

第7条《抜粋》

1. 駐車施設は、駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。
2. 車椅子利用者用駐車施設は、建築物の出入口（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室がある特定用途の建築物である場合にあっては、当該居室）までの経路ができるだけ短くなる位置に設置しなければならない。
3. 駐車施設の駐車の用に供する部分及び車路は、別表第3に定める基準に適合するものでなければならない。

別表第3（第7条関係）

駐車の用に供する部分	種類	1台ごとの区分の大きさ	1台ごとの区分の数
の用に供する部分	自動車	小型	幅2.3メートル以上2.5メートル未満、奥行5.0メートル以上6.0メートル未満
		普通	幅2.5メートル以上、奥行6.0メートル以上
	車椅子利用者用	幅3.5メートル以上、奥行6.0メートル以上	附置義務台数が200以下の特定用途（共同住宅を除く。以下同じ。）の建築物の場合は、附置義務台数に100分の2を乗じて得た数以上とすること。 附置義務台数が200を超える特定用途の建築物の場合は、附置義務台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
	自動二輪車	幅1.0メートル以上、奥行2.3メートル以上	
車路		幅5.5メートル（一方通行のものについては、3.5メートル）以上とする。ただし、専ら自動二輪車の通行の用に供するものである場合は、幅3.0メートル（一方通行のものについては、2.25メートル）以上とする。	

備考 この表において「附置義務台数」とは、第4条及び第5条の2、第4条の4第1項第1号又は第5条第1号の規定により附置しなければならない自動車駐車施設の台数とする。

本資料は概要版です。建築計画等を行う際には、必ず条例をご確認くださいませようお願いいたします。